

令和6年度

行政監査報告書

【重要物品（機械器具）の取得、管理及び活用について】

石川県監査委員

目 次

第1	監査の趣旨	1
第2	監査のテーマと選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第3	監査の実施概要	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査対象機関及び監査の実施方法	2
第4	監査の結果	2
1	取得の状況について	2
(1)	購入の状況について	2
(2)	購入にあたっての利用見込の検討について	3
(3)	購入と借受の比較検討について	3
(4)	機種選定の協議について	4
(5)	契約方法について	4
(6)	取得報告の状況について	5
2	管理の状況について	6
(1)	保有状況について	6
(2)	物品と帳簿の照合について	8
(3)	物品の管理状況について	9
(4)	配置場所について	9
(5)	保守点検の実施状況について	10
(6)	修繕の実施状況について	10
3	活用の状況について	11
(1)	利用状況の記録について	11
(2)	利用日数について	11
(3)	処分状況について	14
(4)	廃棄処分の状況について	15
第5	意見	16
1	適切な取得について	16
2	適切な管理について	16
(1)	物品と帳簿の適切な管理について	16
(2)	物品の管理システム導入について	17
(3)	点検及び修繕の記録について	17
3	適切かつ有効な活用について	18
(1)	利用状況の記録について	18
(2)	利用されていない物品について	18
4	結び	18

(資料)

1	監査対象機関	19
2	各機関における購入・保有・処分の状況	21
3	関係法令等（抜粋）	23

第1 監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて実施するものである。

第2 監査のテーマと選定理由

1 監査のテーマ

重要物品（機械器具）の取得、管理及び活用について

2 選定理由

県の保有する財産については、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。

その中でも、試験研究機関等が保有する機械器具については高額な物も多く、特に適切な手続のもとで取得し、適切かつ有効に活用のうえ、その効果が十分に発揮される必要がある。

また、一方で、役割を終えたものなど今後利用が見込まれないものについては、適宜適切に処分を図ることが求められている。

このため、重要物品のうち機械器具を対象に、その取得、管理及び活用の状況を確認し、今後の適切な管理等に資することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

令和6年7月から令和7年2月まで

2 監査の対象

重要物品のうち取得価格500万円以上の機械器具（以下「機械器具」という。）

- (1) 令和6年3月31日現在保有する機械器具
- (2) 令和3年度から令和5年度までに購入により取得した機械器具及び組替、保管換え、売却、廃棄により処分（以下「処分」という。）した機械器具

3 監査の着眼点

- (1) 取得は適切に行われているか
- (2) 管理は適切に行われているか
- (3) 有効に活用されているか

4 監査対象機関及び監査の実施方法

今回の監査においては、本庁及び出先機関全ての211機関を対象とし、機械器具の取得、管理及び活用についての状況を把握するため、書面調査を実施した。

なお、監査対象機関については、19頁から20頁に記載のとおりである。

また、書面調査の結果を踏まえ、機械器具を保有する機関のうち、保有点数や利用状況を勘案して12機関を抽出し、管理等の状況を詳しく確認するため実地調査を実施した。(表1)

表1 実地調査機関

部局名	機関名	部局名	機関名
文化観光スポーツ部	観光戦略課	教育委員会	文化財課
健康福祉部	保健環境センター		翠星高等学校
商工労働部	工業試験場		工業高等学校
	小松産業技術専門校		金沢北陵高等学校
農林水産部	農林総合研究センター		七尾東雲高等学校
	水産総合センター		能登高等学校

第4 監査の結果

1 取得の状況について

(1) 購入の状況について

令和3年度から令和5年度の間には機械器具を購入により取得した機関は36機関、点数は236点であった。(表2)

表2 購入による取得状況

部局名		監査対象 機関数	購 入	
			機関数	点数
知事 部 局	総務部	17	0	0
	危機管理監室	3	1	15
	能登半島地震復旧・復興推進部	2	0	0
	企画振興部	4	0	0
	文化観光スポーツ部	11	2	10
	健康福祉部	22	4	70
	生活環境部	10	0	0
	商工労働部	14	2	32
	農林水産部	18	3	10
	競馬事業局	1	0	0
	土木部	24	3	5
	出納室	1	1	1
小 計		127	16	143
議会事務局		1	0	0
教育委員会		67	19	92
警察本部		13	1	1
その他の行政委員会		3	0	0
合 計		211	36	236

機械器具の購入点数上位10機関でみると、中央病院が56点と最も多く、次いで庶務課が34点、工業試験場が31点の順となっており、病院、試験研究機関、学校関係において購入点数が多い傾向であった。（表3）

表3 購入点数上位10機関

順位	機関名	点数	順位	機関名	点数
1	中央病院	56	6	スポーツ振興課	8
2	庶務課※	34	6	農林総合研究センター	8
3	工業試験場	31	6	羽咋工業高等学校	8
4	危機対策課※	15	9	こころの病院	7
5	工業高等学校	10	10	大聖寺実業高等学校	6
	※取得後、保管換え		10	小松工業高等学校	6

(2) 購入にあたっての利用見込の検討について

令和3年度から令和5年度の間に購入した236点のうち、利用見込について事前に検討したか確認したところ、検討したものが227点（96.2%）、検討しなかったものが9点（3.8%）であった。

検討しなかった9点のうち、国からの受託事業のためのものが5点、特定の業務のためのものが3点、流域下水道事業の法に基づくためのものが1点であった。（表4）

表4 購入にあたっての利用見込の検討の有無

利用見込の検討		点数	割合	備考
あり		227	96.2%	
なし		9	3.8%	
(内訳)	受託事業	5	—	スマート農業実証事業
	特定の業務	3	—	体外受精卵採取業務など
	法に基づく	1	—	有害金属の分析
合計		236	100.0%	

(3) 購入と借受の比較検討について

令和3年度から令和5年度の間に購入した236点のうち、購入費用と借受費用とを比較検討したか確認したところ、検討したものが167点（70.8%）、検討しなかったものが69点（29.2%）であった。

検討しなかった69点のうち、企業債対象のものが56点、購入を要件とした国庫補助対象のものが5点、受託事業対象のものが5点、建屋組込のため購入が必須であるものが2点、借受の場合に海洋調査の利便性が著しく低下するとしたものが1点であった。

（表5）

表5 購入と借受の比較検討の有無

購入と借受の検討		点数	割合	備 考
あり		167	70.8%	
なし		69	29.2%	
(内訳)	企業債対象	56	—	医療機器
	国庫補助対象	5	—	職業訓練用コンピュータなど
	受託事業対象	5	—	スマート農業実証用機器
	建屋組込	2	—	局所排気装置
	利便性低下	1	—	海洋調査の船舶
合 計		236	100.0%	

(4) 機種選定の協議について

令和3年度から令和5年度の間購入した236点のうち、機種選定の協議をしたものが196点(83.1%)、協議をしなかったものが40点(16.9%)であった。

機種選定の協議をした196点のうち、機種選定委員会で協議したものが53点、機種選定委員会以外で協議したものが143点であった。(表6)

表6 協議の有無

協 議		点数	割合
あり		196	83.1%
(内訳)	機種選定委員会	53	—
	機種選定委員会以外	143	—
なし		40	16.9%
合 計		236	100.0%

令和3年度から令和5年度の間機械器具を購入により取得した36機関のうち、機種選定委員会の設置がある機関は、保健環境センター、中央病院、工業試験場及び農林総合研究センターであった。各機関では、機種選定委員会の対象となる物品の基準を設けており、該当するものは全て機種選定委員会で選定を行っていた。(表7)

表7 機種選定委員会設置機関

機 関 名	物 品 の 基 準
保健環境センター	100万円以上
中央病院	1,000万円以上で機種選定が必要なもの
工業試験場	160万円超の機械器具
農林総合研究センター	農業試験場のうち100万円以上

(5) 契約方法について

令和3年度から令和5年度の間購入した236点の契約方法は、一般競争入札が83点(35.2%)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」とい

う。) 第167条で規定する性質又は目的が一般競争入札に適さないものなどの場合に行うことができるとしている指名競争入札が142点(60.2%)であった。

一者随意契約により取得したものは9点(3.8%)であり、施行令第167条の2において性質又は目的が競争入札に適さないものなどとされているものであった。

プロポーザル方式によるものは2点(0.8%)であるが、これは機器のシステム等の構築に関して提案を受けて購入したものであった。(表8)

表8 契約方法

部 局 名		点数	契 約 方 法			
			一般競争入札	指名競争入札	一者随意契約	プロポーザル
知 事 部 局	危機管理監室	15	4	9	2	0
	文化観光スポーツ部	10	7	2	0	1
	健康福祉部	70	6	61	2	1
	商工労働部	32	31	1	0	0
	農林水産部	10	0	6	4	0
	土木部	5	1	4	0	0
	出納室	1	1	0	0	0
	小 計	143	50	83	8	2
教育委員会		92	33	59	0	0
警察本部		1	0	0	1	0
合 計		236	83	142	9	2
割 合		100.0%	35.2%	60.2%	3.8%	0.8%

(6) 取得報告の状況について

実地調査を実施した12機関のうち、令和3年度から令和5年度の間に購入を行った9機関、65点について、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号。以下「規則」という。)第233条の3に規定する管財課長への取得報告の状況を確認したところ、能登高等学校で報告が遅れていたものが2点あった。(表9)

表9 取得報告の状況

機 関 名	点数	報告遅延 点 数	備 考
保健環境センター	3	0	
工業試験場	31	0	
農林総合研究センター	8	0	
水産総合センター	1	0	
翠星高等学校	2	0	
工業高等学校	10	0	
金沢北陵高等学校	4	0	
七尾東雲高等学校	4	0	
能登高等学校	2	2	R5定期監査で注意
合 計	65	2	

2 管理の状況について

(1) 保有状況について

令和5年度末現在で機械器具を保有する機関は94機関、点数は1,173点であった。(表10)

表10 保有状況

部 局 名		監 査 対 象 機 関 数	保 有	
			機関数	点数
知 事 部 局	総務部	17	4	6
	危機管理監室	3	2	4
	能登半島地震復旧・復興推進部	2	0	0
	企画振興部	4	3	18
	文化観光スポーツ部	11	6	48
	健康福祉部	22	9	469
	生活環境部	10	1	2
	商工労働部	14	7	214
	農林水産部	18	7	72
	競馬事業局	1	1	3
	土木部	24	5	23
	出納室	1	1	1
	小 計	127	46	860
議会事務局		1	0	0
教育委員会		67	47	300
警察本部		13	1	13
その他の行政委員会		3	0	0
合 計		211	94	1,173

機械器具の保有点数上位10機関で見ると、中央病院が337点と最も多く、次いで工業試験場が189点、保健環境センターが98点の順となっており、病院、試験研究機関、学校において保有点数が多い傾向であった。(表11)

表11 保有点数上位10機関

順位	機 関 名	点数	順位	機 関 名	点数
1	中央病院	337	6	羽咋工業高等学校	31
2	工業試験場	189	7	小松工業高等学校	30
3	保健環境センター	98	8	七尾東雲高等学校	23
4	農林総合研究センター	55	9	金沢北陵高等学校	22
5	工業高等学校	39	10	能登高等学校	20

石川県財務規則取扱要綱（物品関係）別表第1重要物品台帳分類表における機械器具の細分類別でみると、医療機器が374点（31.9%）と最も多く、次いで農林水産機器が305点（26.0%）、諸機械類が193点（16.4%）の順であった。（表12）

表12 細分類別一覧

順位	細分類番号及び名称	点数	割合
1	4. 医療機器	374	31.9%
2	3. 農林水産機器	305	26.0%
3	9. 諸機械類	193	16.4%
4	2. 計測及び試験機器	143	12.2%
5	6. 電気及び通信機器	139	11.8%
6	8. 建設機械	9	0.8%
7	5. 船舶	8	0.7%
8	1. 暖冷房機器	2	0.2%
9	7. 繊維機械	0	—
	合 計	1,173	100.0%

取得価格別でみると、500万円以上1,000万円未満が675点（57.5%）、1,000万円以上3,000万円未満が401点（34.2%）、3,000万円以上が97点（8.3%）であった。

このうち、国庫補助金を受けて取得したものが、350点であった。（表13）

表13 取得価格別一覧

取得価格	点数	割合	うち国庫補助
500万円以上1,000万円未満	675	57.5%	168
1,000万円以上3,000万円未満	401	34.2%	151
3,000万円以上	97	8.3%	31
合 計	1,173	100.0%	350

取得時期別でみると、取得後4年から10年以内が421点（35.9%）と最も多く、次いで取得後21年以上が270点（23.0%）、3年以内の取得が241点（20.5%）の順であった。（表14）

表14 取得時期別一覧

取得時期	点数	割合
3年以内（R3～R5年度）	241	20.5%
4～10年以内（H26～R2年度）	421	35.9%
11～15年以内（H21～H25年度）	171	14.6%
16～20年以内（H16～H20年度）	70	6.0%
21年以上（H15年度以前）	270	23.0%
合 計	1,173	100.0%

(2) 物品と帳簿の照合について

規則第231条の規定では、主務課長又は麻長は、毎年3月31日現在において保管物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印することとなっており、令和5年度末現在で機械器具を保有する94機関に対して、書面調査において物品と帳簿の照合を確認したところ、全ての機関で実施しているとのことであったが、実地調査を実施した12機関が保有する504点のうち、抽出で325点を帳簿と照合したところ、工業試験場で亡失したものが2点あった。これらは不用決定等の必要な手続なく廃棄しており、処分時期も不明とのことであった。

さらに、複数の物品で構成され一式として管理している機械器具（以下「セット品」という。）について一部が見当たらないものが1点あった。

また、その他の11機関では、水産総合センター及び能登高等学校を除いた9機関で、セット品の一部が見当たらないものが15点あった。

そのほか、3機関で帳簿の未整備が16点あった。（表15）

表15 物品と帳簿の照合結果

機 関 名	保有 点数	照合 点数	結 果			
			う ち セット品	亡失 点数	セット品 一部不明 点 数	帳 簿 未整備 点 数
観光戦略課	12	12	4	0	2	4
保健環境センター	98	48	25	0	1	0
工業試験場	189	64	32	2	1	8
小松産業技術専門校	18	18	5	0	1	0
農林総合研究センター	55	51	5	0	2	0
水産総合センター	5	5	3	0	0	0
文化財課	6	6	3	0	1	0
翠星高等学校	17	17	13	0	1	0
工業高等学校	39	39	21	0	2	0
金沢北陵高等学校	22	22	22	0	4	4
七尾東雲高等学校	23	23	21	0	1	0
能登高等学校※	20	20	19	0	0	0
合 計	504	325	173	2	16	16

※地震の影響で一部確認ができないものがあった。

実地調査において確認した帳簿の未整備16点は、機械器具を廃棄したが帳簿から抹消していなかったものが5点、帳簿の配置場所を現在ある場所に訂正していなかったものが5点、セット品の内訳を帳簿に記載していなかったものが3点、規則第241条に規定する貸与品整理簿に記載していなかったものが3点であった。（表16）

表16 帳簿未整備の状況

機 関 名	照合 点数	帳 簿 未 整 備				
		う ち 貸与品	抹消もれ 点 数	配 置 場 所 未訂正点数	セ ッ ト 品 内 訳 未記載点数	貸 与 品 整 理 簿 未作成点数
観光戦略課	12	3	0	0	1	3
保健環境センター	48	0	0	0	0	—
工業試験場	64	1	5	1	2	0
小松産業技術専門学校	18	0	0	0	0	—
農林総合研究センター	51	0	0	0	0	—
水産総合センター	5	0	0	0	0	—
文化財課	6	0	0	0	0	—
翠星高等学校	17	0	0	0	0	—
工業高等学校	39	0	0	0	0	—
金沢北陵高等学校	22	0	0	4	0	—
七尾東雲高等学校	23	0	0	0	0	—
能登高等学校	20	0	0	0	0	—
合 計	325	4	5	5	3	3

(3) 物品の管理状況について

令和5年度末現在、機械器具を保有する94機関で物品に関する情報を独自にデータベース化しているか確認したところ、データベース化している機関が32機関（34.0%）であった。（表17）

表17 物品のデータベース化の実施

データベース化の実施	機関数	割合
あり	32	34.0%
なし	62	66.0%
合 計	94	100.0%

なお、計量検定所では、機械器具を特定するために有効な画像データも含めてデータベース化し、適切な管理に努めていた。

(4) 配置場所について

令和5年度末現在、94機関が保有する1,173点のうち、所管する施設に配置しているものが1,157点（98.6%）、所管する施設以外に配置しているものが16点（1.4%）で、これらは主に除染用機器や工作機械など貸付先で利用するものであった。

（表18）

表18 配置場所

配 置 場 所	点数	割合
所管する施設	1,157	98.6%
所管する施設以外	16	1.4%
合 計	1,173	100.0%

(5) 保守点検の実施状況について

令和5年度末現在、94機関が保有する1,173点のうち、法的根拠に基づき保守点検を実施する必要があるものは136点(11.6%)であった。(表19)

表19 保守点検の法的根拠の有無

法的根拠	点数	割合	備考
あり	136	11.6%	うち実地調査対象12機関：79点
なし	1,037	88.4%	うち実地調査対象12機関：425点
合計	1,173	100.0%	

保守点検が必要な136点のうち、点検を実施していたものが126点(92.6%)、点検を実施していなかったものが10点(7.4%)であった。

点検を実施していなかった10点の状況を確認したところ、購入直後で点検の実施時期が到来していないものが7点、失念によるものが1点、その他が2点であった。

失念によるものは、七尾産業技術専門校が平成16年以降点検を実施していなかったもので、今回の監査を受けて改めて実施したとのことであった。(表20)

表20 点検の実施状況

点検実施	点数	割合	備考
あり	126	92.6%	うち実地調査対象12機関：73点
なし	10	7.4%	うち実地調査対象12機関：6点
(内訳)			
点検時期未到来	7	—	
失念	1	—	
その他	2	—	
合計	136	100.0%	

なお、実地調査を実施した12機関のうち、保健環境センター及び工業試験場では、機械器具ごとに点検記録をまとめたファイルを作成するなどにより、適切な管理に努めているものがあった。

(6) 修繕の実施状況について

令和5年度末現在、94機関が保有する1,173点のうち、令和3年度から令和5年度の間において修繕を実施したものは192点(16.4%)であった。(表21)

表21 過去3年間の修繕実施状況

修繕実施	点数	割合	備考
あり	192	16.4%	うち実地調査対象12機関：63点
なし	981	83.6%	うち実地調査対象12機関：441点
合計	1,173	100.0%	

なお、実地調査を実施した12機関のうち、保健環境センター及び工業試験場では、機械器具ごとに修繕記録をまとめたファイルを作成するなどにより、適切な管理に努めているものがあつた。

3 活用の状況について

(1) 利用状況の記録について

令和5年度末現在、94機関が保有する1,173点のうち、利用状況の記録があるものが272点(23.2%)、記録がないものが901点(76.8%)であつた。(表22)

表22 利用状況の記録の有無

記 録	点数	割合	備 考
あり	272	23.2%	貸与、開放使用など
なし	901	76.8%	
合 計	1,173	100.0%	

(2) 利用日数について

令和5年度末現在、94機関が保有する1,173点のうち、令和5年度の利用日数を確認したところ、180日以上のもので462点(39.4%)で最も多く、次いで30日未満のもの及び利用がなかつたものが各171点(14.6%)であつた。(表23)

表23 令和5年度利用日数

利 用 日 数	点数	割合
180日以上	462	39.4%
90日以上180日未満	125	10.6%
30日以上90日未満	144	12.3%
30日未満	171	14.6%
利用なし	171	14.6%
不明	100	8.5%
合 計	1,173	100.0%

令和5年度に利用がなかつた171点の取得時期は、21年以上経過しているものが104点(60.8%)と最も多かつた。(表24)

表24 令和5年度「利用なし」の取得時期

取 得 時 期	点数	割合	備 考
3年以内 (R3~R5年度)	6	3.5%	令和5年度末購入のため
4~10年以内 (H26~R2年度)	19	11.1%	産業教育用コンピュータなど
11~15年以内 (H21~H25年度)	26	15.2%	携帯型デジタルマイクロスコープなど
16~20年以内 (H16~H20年度)	16	9.4%	
21年以上 (H15年度以前)	104	60.8%	
合 計	171	100.0%	

また、令和5年度に利用がなかった171点の今後の利用見通しは、継続が56点(32.7%)、廃棄が88点(51.5%)、未定が27点(15.8%)であった。

それぞれの主な理由は、継続するとした56点が今後も利用の可能性があるので、廃棄するとした88点が使用不可・陳腐化のためなど、未定の27点が修繕・廃棄費用が高額なためなどであった。(表25)

表25 令和5年度「利用なし」の今後の利用見通し

利用見通し	点数	割合	備 考
継続	56	32.7%	今後も利用の可能性があるので
組替	0	—	
他機関への保管換え	0	—	
売却	0	—	
廃棄	88	51.5%	使用不可・陳腐化のためなど
未定	27	15.8%	修繕・廃棄費用が高額なためなど
合 計	171	100.0%	

なお、令和5年度に利用がなかった171点のうち、実地調査を実施した12機関では、利用がなかったものが115点(67.3%)、また、利用見通しが未定のものは27点のうち25点(92.6%)で大半を占めていた。

これらは、能登高等学校など、学校の再編により利用されなくなった機械器具を有する機関において多い傾向であった。(表26)

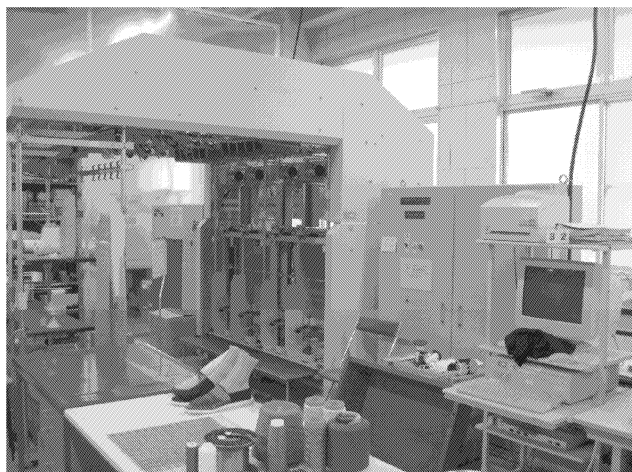
表26 実地調査機関の「利用なし」の今後の利用見通し

機 関 名	利用なし	利 用 見 通 し		
		継続	廃棄	未定
観光戦略課	1	0	0	1
保健環境センター	7	1	3	3
工業試験場	49	24	25	0
小松産業技術専門校	7	3	0	4
農林総合研究センター	9	6	2	1
水産総合センター	4	2	1	1
文化財課	2	1	1	0
翠星高等学校	6	2	3	1
工業高等学校	3	0	0	3
金沢北陵高等学校	10	3	7	0
七尾東雲高等学校	4	1	0	3
能登高等学校	13	2	3	8
合 計	115	45	45	25

実地調査を実施した12機関で令和5年度に利用がなかった理由や状況について聞き取りを行ったところ、試験研究機関では、研究が終了したものや、計測及び試験機器のソフトウェアが古く対応できなくなったもの（事例1）、建物と一体化しているため処分が難しいもの（事例2）があることを確認した。

事例1 工業試験場

- ・エアジェット式複合糸製造装置



事例2 農林総合研究センター

- ・プラズマ発光分析装置

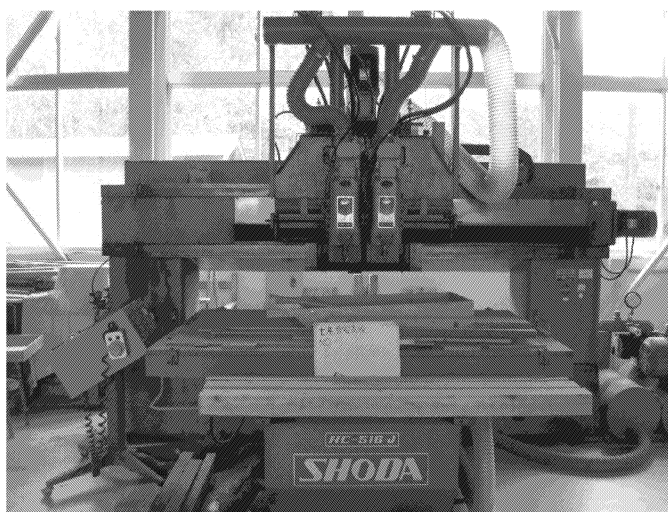


学校では、学校の再編、学習指導要領の改訂などに伴い、学科や授業カリキュラムがなくなり利用されなくなったもの（事例3）があることを確認した。

また、教員の異動などにより、実習装置の使い方が分からなくなり、現在はやむを得ず座学のみを行い実習装置を利用していないもの（事例4）があることも確認した。

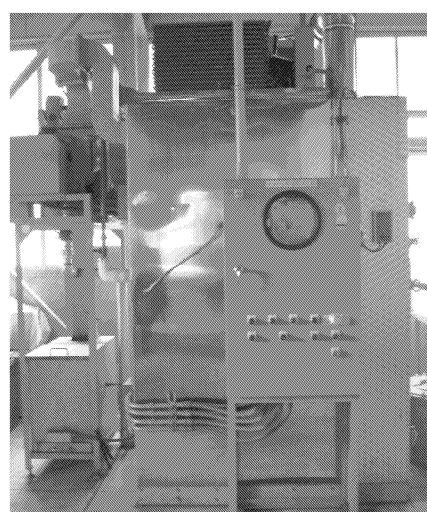
事例3 七尾東雲高等学校

- ・数値制御工作機



事例4 能登高等学校

- ・くん煙機



(3) 処分状況について

令和3年度から令和5年度の間には機械器具の処分をした機関は38機関、点数は229点であった。(表27)

表27 処分状況

部 局 名		監 査 対 象 機 関 数	処 分	
			機関数	点数
知 事 部 局	総務部	17	0	0
	危機管理監室	3	1	15
	能登半島地震復旧・復興推進部	2	0	0
	企画振興部	4	0	0
	文化観光スポーツ部	11	2	9
	健康福祉部	22	3	66
	生活環境部	10	0	0
	商工労働部	14	1	53
	農林水産部	18	4	8
	競馬事業局	1	0	0
	土木部	24	5	7
	出納室	1	0	0
	小 計	127	16	158
議会事務局		1	0	0
教育委員会		67	21	68
警察本部		13	1	3
その他の行政委員会		3	0	0
合 計		211	38	229

機械器具の処分点数上位10機関で見ると、工業試験場が53点と最も多く、次いで中央病院が41点、庶務課が33点の順となっており、試験研究機関、病院、学校関係において処分点数が多い傾向であった。(表28)

表28 処分点数上位10機関

順位	機 関 名	点数	順位	機 関 名	点数
1	工業試験場	53	7	工業高等学校	6
2	中央病院	41	8	リハビリテーションセンター	4
3	庶務課※	33	8	七尾東雲高等学校	4
4	保健環境センター	21	10	水産総合センター	3
5	危機対策課※	15	10	大聖寺実業高等学校	3
6	スポーツ振興課	7	10	小松工業高等学校	3
			10	警察本部	3

※取得後、保管換え

令和3年度から令和5年度の間には処分した229点の処分方法は、組替が12点(5.2%)、保管換えが54点(23.6%)、売却が6点(2.6%)、廃棄が157点(68.6%)であった。(表29)

表29 処分方法

処分方法	点数	割合	備考
組替	12	5.2%	
保管換え	54	23.6%	本庁で取得後、出先機関に保管換え
売却	6	2.6%	売払額：280,000円（総額）
廃棄	157	68.6%	
合計	229	100.0%	うち実地調査対象12機関：93点

なお、実地調査を実施した12機関のうち、令和3年度から令和5年度に処分を行った9機関、93点の処分手続を確認したところ、全ての機関において適切に行われていた。

(4) 廃棄処分の状況について

令和3年度から令和5年度の間処分した229点のうち、廃棄処分を行った157点について、廃棄処分を行う前に保管換えを検討したのか確認したところ、検討したものが10点（6.4%）、検討しなかったものが147点（93.6%）であった。（表30）

表30 保管換えの検討の有無

保管換えの検討	点数	割合
あり	10	6.4%
なし	147	93.6%
合計	157	100.0%

また、令和3年度から令和5年度の間処分した229点のうち、廃棄処分を行った157点について、廃棄処分を行う前に売却を検討したのか確認したところ、検討したものが16点（10.2%）、検討しなかったものが141点（89.8%）であった。（表31）

表31 売却の検討の有無

売却の検討	点数	割合
あり	16	10.2%
なし	141	89.8%
合計	157	100.0%

なお、廃棄処分を行った157点のうち、廃棄処分の費用が掛かったものは80点（51.0%）であった。（表32）

表32 廃棄処分費用の有無

廃棄処分費用	点数	割合
あり	80	51.0%
なし	77	49.0%
合計	157	100.0%

第5 意見

今回の監査は、「重要物品（機械器具）の取得、管理及び活用について」をテーマとし、本庁及び出先機関全ての211機関を対象に、機械器具の取得の状況、管理の状況及び活用の状況について書面調査を実施した。

また、書面調査の結果を踏まえ、機械器具を保有する機関のうち、保有点数や利用状況を勘案して12機関を抽出し、管理等の状況を詳しく確認するため実地調査を実施した。

その結果、改善を要する1機関について指摘を行い、その他についても検討を要する事項があったため意見を述べる。

1 適切な取得について

令和3年度から令和5年度の間購入した236点のうち、機種選定の協議をしなかったものが40点（16.9%）であった。

（意見）

重要物品の購入に関しては、最少の経費でより大きな成果が見込まれるものを購入するためにも、利用目的や今後の利用頻度なども含めて慎重に検討する必要があることから、組織としての意思決定を行うため、機種選定の協議を行うよう努められたい。

2 適切な管理について

（1）物品と帳簿の適切な管理について

ア 実地調査を実施した12機関が保有する504点のうち、抽出で325点を帳簿と照合したところ、工業試験場で亡失したものが2点あった。

（指摘）

工業試験場については亡失が2点あったことから、所要の措置を講じるとともに、今後、物品の不用決定等の必要な手続を経ることなく、廃棄することがないように、適切な物品管理に努める必要がある。

イ 実地調査を実施した12機関では、水産総合センター及び能登高等学校を除いた10機関で、セット品の一部が見当たらないものが16点あった。

（意見）

実地調査を実施した多くの機関においてセット品の一部が見当たらなかったことから、セット品を所有する機関については、改めて物品と帳簿の照合を実施し、実情に応じた手続を行うとともに、今後は適切な物品管理に努められたい。

ウ 実地調査において確認した帳簿の未整備16点は、機械器具を廃棄したが帳簿から抹消をしていなかったものが5点、帳簿の配置場所を現在ある場所に訂正していなかったものが5点、セット品の内訳を帳簿に記載していなかったものが3点、規則第241条に規定する貸与品整理簿に記載していなかったものが3点であった。

(意見)

実地調査において、帳簿の記載に一部不備が見受けられたことから、管理状況を適切に記載するよう努められたい。

(2) 物品の管理システム導入について

令和5年度末現在、機械器具を保有する94機関で物品に関する情報を独自にデータベース化しているか確認したところ、データベース化している機関が32機関(34.0%)であり、なかでも計量検定所では、機械器具を特定するために有効な画像データも含めてデータベース化し、適切な管理に努めていた。

(意見)

実地調査において、物品と帳簿の照合が適切に実施されていない事例が見受けられた。

これらの大半は、機械器具を書類上管理する事務管理部門と実際に利用する職員との間で、情報が共有されていないことから発生していると考えられることから、独自にデータベース化している32機関の取組状況を確認するとともに、既に物品の管理システムを導入している他県の状況も参考にし、デジタル化が物品の適切な管理に貢献するか、今後、検討されたい。

(3) 点検及び修繕の記録について

実地調査を実施した12機関のうち、保健環境センター及び工業試験場では、機械器具ごとに点検記録及び修繕記録をまとめたファイルを作成するなどにより、適切な管理に努めているものがあつた。

(意見)

機械器具を良好な状態で利用するためには、過去の点検及び修繕の状況を把握することが望ましいが、帳簿の様式においてこれらを記載する欄がないことから、物品の管理システムの導入がなされるまでの間、独自の取組を行っている2機関の事例も参考に、機械器具ごとに点検及び修繕の履歴がわかるように記録を整備することが望ましい。

3 適切かつ有効な活用について

(1) 利用状況の記録について

令和5年度末現在、94機関が保有する1,173点のうち、利用状況の記録がないものが901点(76.8%)であった。

(意見)

特に高額な機械器具については、当初の導入目的や利用計画どおりに利用がなされているか把握するため、また、今後の更新時期や取得方法などの判断の一助とするためにも、利用実態や管理方法等に応じて、利用状況の記録を作成することが望ましい。

(2) 利用されていない物品について

ア 実地調査を実施した12機関で令和5年度に利用がなかった理由や状況について聞き取りを行ったところ、試験研究機関では、研究が終了したものや、計測及び試験機器のソフトウェアが古く対応できなくなったもの、建物と一体化しているため処分が難しいものがあり、学校では、学校の再編、学習指導要領の改訂などに伴い、学科や授業カリキュラムがなくなり利用されなくなったものがあることを確認した。

(意見)

長期間にわたり利用していないものなどについては、改めてその理由を分析し、早急に保管換えや売却について検討のうえ、今後、利用の可能性がないものについては、廃棄処分を検討されたい。

イ 学校では、教員の異動などにより、実習装置の使い方が分からなくなり、現在はやむを得ず座学のみを行い実習装置を利用していないものがあることを確認した。

(意見)

人事異動などにより、実習装置の使い方が分からなくならないよう、マニュアルなどを整備するとともに、確実に引継ぎが行われるよう努められたい。

4 結び

今回の監査においては、重要物品(機械器具)の取得、管理及び活用について監査を実施し、指摘及び検討を要する事項を意見として述べたところである。

機械器具には、多額の費用が投入されており、各業務分野において一定の行政目的を達成するために取得され、適切に維持管理して、有効活用に努めることで、その目的が達成できるものである。

各機関においては、今回の監査の結果及び意見を参考とされ、今後とも、県民全体の財産である県有物品が、行政目的の達成のために適切な管理・活用がなされていくことを期待して、結びとする。

1 監査対象機関 (部局名及び機関名は令和6年度の名称で記載)

(1) 本庁

1	総務部	秘書課
2		政策調整課
3		戦略広報課
4		総務課
5		人事課
6		行政経営課
7		財政課
8		管財課
9		税務課
10		市町支援課
11		デジタル推進監室
12	危機管理監室	危機対策課
13		消防保安課
14	能登半島地震復旧・復興推進部	創造的復興推進課
15		生活再建支援課
16	企画振興部	企画課
17		地域振興課
18		交通総合対策監室
19	文化観光スポーツ部	文化振興課
20		観光戦略課
21		国際観光課
22		国際交流課
23		スポーツ振興課
24	健康福祉部	厚生政策課
25		長寿社会課
26		障害保健福祉課
27		医療対策課
28		地域医療推進室
29		健康推進課
30		薬事衛生課
31		少子化対策監室
32	生活環境部	環境政策課
33		カーボンニュートラル推進課
34		資源循環推進課
35		自然環境課
36		女性活躍・県民協働課
37		生活安全課
38	商工労働部	産業政策課
39		産業立地課
40		経営支援課
41		労働企画課
42	農林水産部	農業経営戦略課
43		里山振興室
44		生産振興課
45		ブランド戦略課
46		畜産振興・防疫対策課
47		農業基盤課
48		森林管理課
49		水産課
50	競馬事業局	競馬総務課・競馬業務課
51	土木部	監理課
52		道路建設課
53		道路整備課
54		河川課
55		港湾課
56		砂防課
57		都市計画課
58		公園緑地課
59		建築住宅課
60		営繕課
61		水道企業課
62	出納室	出納室
63	議会事務局	総務課・議事課・企画調査課

64	教育委員会	庶務課
65		教職員課
66		学校指導課
67		生涯学習課
68		文化財課
69		保健体育課
70	警察本部	警察本部
71	行政委員会	監査委員事務局
72		人事委員会事務局
73		労働委員会事務局

(2) 出先機関

1	総務部	自治研修センター
2		東京事務所
3		小松県税事務所
4		金沢県税事務所
5		中能登総合事務所
6		奥能登総合事務所
7	危機管理監室	消防学校
8	企画振興部	能登空港管理事務所
9	文化観光スポーツ部	美術館
10		歴史博物館
11		図書館
12		白山ろく民俗資料館
13		能楽堂
14		石川四高記念文化交流館
15	健康福祉部	南加賀保健福祉センター (南加賀保健所含む)
16		石川中央保健福祉センター { 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 含む }
17		能登中部保健福祉センター { 能登中部保健所 七尾児童相談所 含む }
18		能登北部保健福祉センター (能登北部保健所含む)
19		リハビリテーションセンター
20		保健環境センター
21		こころの健康センター
22		中央病院
23		こころの病院
24		総合看護専門学校
25		いしかわ動物愛護センター
26		いしかわ子ども交流センター
27		保育専門学校
28		児童生活指導センター
29	生活環境部	白山自然保護センター
30		女性センター
31		女性相談支援センター
32		消費生活支援センター
33	商工労働部	大阪事務所
34		工業試験場
35		計量検定所
36		九谷焼技術研修所
37		九谷焼技術者自立支援工房
38		小松産業技術専門学校
39		金沢産業技術専門学校
40		七尾産業技術専門学校
41		能登産業技術専門学校
42		石川障害者職業能力開発校
43	農林水産部	南加賀農林総合事務所
44		石川農林総合事務所
45		県央農林総合事務所
46		中能登農林総合事務所
47		奥能登農林総合事務所
48		農林総合研究センター
49		大日川ダム管理事務所
50		南部家畜保健衛生所
51		北部家畜保健衛生所
52		水産総合センター

53	土木部	南加賀土木総合事務所	
54		石川土木総合事務所	
55		県央土木総合事務所	
56		中能登土木総合事務所	
57		奥能登土木総合事務所	
58		大聖寺川ダム統合管理事務所	
59		赤瀬ダム管理事務所	
60		犀川ダム管理事務所	
61		内川ダム管理事務所	
62		金沢港湾事務所	
63		七尾港湾事務所	
64		金沢城・兼六園管理事務所	
65		手取川水道事務所	
66		教育委員会	小松教育事務所
67			金沢教育事務所
68	中能登教育事務所		
69	奥能登教育事務所		
70	教員総合研修センター		
71	生涯学習センター		
72	輪島漆芸技術研修所		
73	金沢城調査研究所		
74	大聖寺実業高等学校		
75	大聖寺高等学校		
76	加賀高等学校		
77	小松商業高等学校		
78	小松工業高等学校		
79	小松高等学校		
80	小松明峰高等学校		
81	寺井高等学校		
82	鶴来高等学校		
83	松任高等学校		
84	翠星高等学校		
85	野々市明倫高等学校		
86	金沢錦丘高等学校		
87	金沢錦丘中学校		
88	金沢泉丘高等学校		
89	金沢二水高等学校		
90	金沢伏見高等学校		
91	金沢辰巳丘高等学校		
92	金沢商業高等学校		
93	工業高等学校		
94	金沢桜丘高等学校		
95	金沢西高等学校		
96	金沢北陵高等学校		
97	金沢向陽高等学校		
98	内灘高等学校		
99	津幡高等学校		
100	宝達高等学校		
101	羽咋高等学校		
102	羽咋工業高等学校		
103	志賀高等学校		
104	鹿西高等学校		
105	七尾東雲高等学校		
106	七尾高等学校		
107	田鶴浜高等学校		
108	穴水高等学校		
109	門前高等学校		
110	能登高等学校		
111	輪島高等学校		
112	飯田高等学校		

113	教育委員会	加賀聖城高等学校
114		小松北高等学校
115		金沢中央高等学校
116		羽松高等学校
117		七尾城北高等学校
118		盲学校
119		ろう学校
120		明和特別支援学校
121		いしかわ特別支援学校
122		小松瀬嶺特別支援学校
123		錦城特別支援学校
124		小松特別支援学校
125	七尾特別支援学校	
126	医王特別支援学校	
127	警察本部	金沢中警察署
128		金沢東警察署
129		金沢西警察署
130		大聖寺警察署
131		小松警察署
132		能美警察署
133		白山警察署
134		津幡警察署
135		羽咋警察署
136		七尾警察署
137		輪島警察署
138	珠洲警察署	

2 各機関における購入・保有・処分の状況

単位:千円

部局名	機関名		購入		保有		処分	
			点数	取得額	点数	取得額	点数	取得額
総務部	本庁	管財課			1	5,941		
		デジタル推進監室			3	16,312		
	出先	中能登総合事務所			1	27,566		
		奥能登総合事務所			1	27,566		
危機管理監室	本庁	危機対策課	15	248,480			15	248,480
	出先	消防保安課			3	25,848		
企画振興部	本庁	消防学校			1	5,670		
		企画課			14	146,466		
	出先	交通総合対策監室			1	5,975		
文化観光スポーツ部	本庁	能登空港管理事務所			3	51,869		
		文化振興課	2	16,561	16	648,810	2	16,561
		観光戦略課			12	402,007		
	出先	スポーツ振興課	8	110,674	15	161,475	7	81,435
		美術館			1	11,490		
		図書館			1	5,071		
		石川四高記念文化交流館			3	23,500		
健康福祉部	本庁	医療対策課	4	22,000	11	149,430		
		地域医療推進室			5	36,159		
		少子化対策監室			6	38,789		
	出先	南加賀保健福祉センター			1	7,363		
		能登中部保健福祉センター			1	7,337		
		能登北部保健福祉センター			1	5,078		
		リハビリテーションセンター					4	67,846
		保健環境センター	3	21,747	98	1,827,209	21	458,243
	中央病院	56	3,060,920	337	8,373,388	41	1,964,427	
	こころの病院	7	93,830	9	128,920			
生活環境部	本庁	生活安全課			2	11,361		
商工労働部	本庁	労働企画課			1	52,500		
	出先	工業試験場	31	619,652	189	3,476,242	53	790,734
		計量検定所			2	16,188		
		九谷焼技術者自立支援工房			1	5,677		
		小松産業技術専門校			18	245,395		
		金沢産業技術専門校	1	6,569	1	6,569		
		七尾産業技術専門校			2	15,779		
農林水産部	本庁	農業経営戦略課			2	20,231		
		畜産振興・防疫対策課	1	7,029	2	23,179	2	25,106
	出先	農林総合研究センター	8	73,342	55	554,678	2	13,130
		大日川ダム管理事務所			1	12,875		
		南部家畜保健衛生所			6	120,495		
		北部家畜保健衛生所			1	7,029	1	14,860
		水産総合センター	1	6,347	5	38,732	3	27,499
競馬事業局	本庁	競馬総務課			3	75,444		
土木部	本庁	河川課			1	57,240		
		港湾課	1	302,500			1	302,500
		都市計画課	1	15,600	2	35,100	1	10,920
		公園緑地課					2	11,600
	出先	南加賀土木総合事務所			3	17,459		
		奥能登土木総合事務所					1	8,820
	金沢港湾事務所			3	364,119			
	手取川水道事務所	3	23,507	14	189,085	2	16,853	

単位:千円

部局名	機関名		購入		保有		処分	
			点数	取得額	点数	取得額	点数	取得額
出納室	本庁	出納室	1	6,377	1	6,377		
教育委員会	本庁	庶務課	34	297,367	1	16,478	33	280,889
		文化財課			6	52,941		
	出先	教員総合研修センター			1	8,400		
		大聖寺実業高等学校	6	87,822	16	193,105	3	41,768
		大聖寺高等学校			1	7,157		
		加賀高等学校	1	12,980	4	37,843		
		小松商業高等学校	2	47,410	6	84,604	1	11,426
		小松工業高等学校	6	95,230	30	389,063	3	41,844
		小松高等学校			1	7,163		
		小松明峰高等学校			1	5,962		
		寺井高等学校	2	16,060	4	30,908	1	10,574
		鶴来高等学校			3	19,487	1	7,076
		松任高等学校	1	15,329	2	25,077	1	7,239
		翠星高等学校	2	29,260	17	181,739	1	8,950
		野々市明倫高等学校			2	14,010		
		金沢錦丘高等学校			1	7,043		
		金沢錦丘中学校			1	6,793		
		金沢泉丘高等学校			2	12,637		
		金沢二水高等学校			1	7,015		
		金沢伏見高等学校			1	7,279	1	6,686
		金沢辰巳丘高等学校			1	8,415	1	6,207
		金沢商業高等学校	4	52,734	7	84,509	2	19,922
		工業高等学校	10	123,353	39	467,944	6	61,208
		金沢桜丘高等学校			1	7,151		
		金沢西高等学校			1	7,071		
		金沢北陵高等学校	4	61,769	22	287,258	1	7,796
		金沢向陽高等学校			5	31,737		
		内灘高等学校			1	7,642	1	6,803
		津幡高等学校			5	46,885		
		宝達高等学校			2	12,940		
		羽咋高等学校			1	6,984		
		羽咋工業高等学校	8	108,627	31	405,708	2	22,068
		志賀高等学校	1	13,200	3	27,997	1	16,800
		鹿西高等学校			2	13,373		
		七尾東雲高等学校	4	67,538	23	333,833	4	65,964
		七尾高等学校			1	6,516		
		田鶴浜高等学校	2	36,720	4	49,518	1	10,500
		穴水高等学校			2	13,668		
		門前高等学校			2	14,103		
		能登高等学校	2	19,874	20	346,702	2	15,397
		輪島高等学校	1	15,510	13	137,016		
飯田高等学校	1	13,860	4	32,929	1	7,569		
加賀聖城高等学校			1	5,695				
小松北高等学校			1	7,420				
金沢中央高等学校			5	32,009	1	9,982		
ろう学校			1	5,020				
明和特別支援学校	1	5,478	1	5,478				
警察本部	本庁	警察本部	1	11,858	13	159,446	3	39,023
合計			236	5,767,114	1,173	21,170,667	229	4,764,705

3 関係法令等(抜粋)

○地方財政法(昭和23年7月7日法律第109号) (財産の管理及び運用)

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

○地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号) (契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 (略)

○地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号) (指名競争入札)

第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 (略)

2～4 (略)

○石川県財務規則(昭和38年12月31日石川県規則第67号) (物品の供用)

第二百二十九条 出納員又は物品取扱員は、物品を職員の使用に供するため、これを払い出すときは、当該物品に関する帳簿に物品を使用する職員の受領印を押させるものとする。

(物品の点検)

第二百三十一条 主務課長又は廨長は、毎年三月三十一日現在において、職員が使用中の物品及び出納員又は物品取扱員が保管する物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとする。

(物品の保管換え等)

第二百三十三条 物品を保管換えするときは、会計管理者又は出納員若しくは物品取扱員は、保管換え書(別記様式第七十七号)を作成し、当該物品とともに、これを受入先へ送付するものとする。

2 物品の保管換えを受けたときは、会計管理者又は出納員若しくは物品取扱員は、確認のうえ保管換え書に受領印を押し、直ちにこれを払出し先へ返送するものとする。

3 主務課長は、物品が不用となつたときは、不用決定並びに引継伺(別記様式第七十七号の二)により不用決定し、管財課長に引継ぎするものとする。ただし、引継ぎすることが不相当と認められる物品又は腐敗、変質その他の理由により、すみやかに処分しなければならない物品については、この限りでない。

- 4 主務課長は、重要物品を保管換えし、又は不用決定しようとするときは管財課長に合議するものとする。
- 5 廩長は重要物品を保管換えしようとするときは、管財課長に合議するものとする。

(物品の交換等)

第二百三十三条の二 主務課長又は廩長は、その所管する重要物品を交換し、譲与し、又は貸付けしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した書類を添え、主管部長の決裁を受け、管財課長に合議するものとする。ただし、知事が別に定める貸付けについては、主務課長又は廩長の決裁で足りるものとする。

- 一 交換、譲与又は貸付けをしようとする物品の明細
- 二 交換、譲与又は貸付けをしようとする事由
- 三 相手方の住所及び氏名
- 四 適用法令の条項
- 五 価格評定調書又は貸付料の評定調書
- 六 交換差金がある場合は、納入又は支払についての具体的事項及び予算額
- 七 譲与に附帯して条件を定める場合は、その条件
- 八 貸付けの期間及び貸付料
- 九 相手方の交換仮承諾書又はその願書の写し（相手方が交換差金の請求権を放棄する場合は、承諾書にその旨を記載させること。）
- 十 重要物品台帳の写しその他参考となる書類

- 2 前項第八号の貸付けの期間は、これを更新することができる。

(重要物品等の取得報告)

第二百三十三条の三 主務課長又は廩長は、重要物品を取得（保管換による取得を除く。）した場合は、直ちに第二百四十一条第一項第一号に規定する重要物品台帳の写しを添え、管財課長に報告するものとする。

(物品の分類替え)

第二百三十六条 主務課長又は廩長は、物品を第二百二十三条に定める分類間又は同一分類内における細分類間において、組み替える必要がある場合は、物品組替調書（別記様式第七十八号）を作成するものとする。

- 2 主務課長又は廩長は、重要物品を分類替えしようとするときは、管財課長に合議するものとする。

(美術品及び備品の表示)

第二百三十七条 美術品及び備品には、一点ごとに課（室）名又は廩名若しくは事務所名、細分類番号及び登録番号を表示するものとする。ただし、品質又は形体上これによることができないものは、この限りでない。

- 2 前項の細分類番号及び登録番号は、美術品台帳又は備品台帳に記載された細分類番号及び登録番号によるものとする。

(物品の処分)

第二百三十八条 主務課長は、不用の物品を処分しようとするときは、別表第四に定める区分により物品の不用決定並びに売払（廃棄）伺（別記様式第七十九号）により、あらかじめ決裁を受けるものとする。この場合において、重要物品については管財課長に合議するものとする。

- 2 主務課長は、売払いを目的とする物品を処分しようとするときは、別表第四に定める区分により物品売払伺（別記様式第八十号）により、あらかじめ決裁を受けるものとする。ただし、生産物又は動物で取得後直ちに処分するものについては、別に定める伺いにより処理するものとする。

(廩における物品の処分)

第二百三十九条 廩長は、不用の物品を処分しようとするときは、物品の不用決定並びに売払（廃棄）伺により、手続をしなければならない。この場合において、重要物品については、管財課長に合議するものとする。ただし、腐敗、変質その他の理由により、直ちに処分しなければならない物品については、管財課長に事後に報告するものとする。

- 2 廩長は、売払いを目的とする物品を処分しようとするときは、物品売払伺により手続をしなければならない。（ただし書略）

(物品の亡失等の報告)

第二百四十条 会計管理者、出納員、物品取扱員、会計員、資金前渡職員、占有動産を保管している職員、又は物品を使用している職員が、その保管に係る物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失、又は損傷したときは、直ちに物品亡失(損傷)てん末書(別記様式第八十一号)を知事に提出し、裁定を受けるものとする。

(物品に関する帳簿)

第二百四十一条 課及び庁には、別に定めのあるもののほか、次に掲げる物品に関する帳簿を備え、記載するものとする。ただし、会計管理者又は総務部長が特に認めた帳簿をもつてこれに代えることができる。

一 重要物品台帳

重要美術品(別記様式第八十二号)

車両(別記様式第八十二号の二)

機械器具(船舶を含む。)(別記様式第八十二号の三)

動物(別記様式第八十二号の三)

その他(別記様式第八十二号の三)

二 美術品台帳(別記様式第八十二号の四)

三 備品台帳(別記様式第八十三号)

四 動物台帳(別記様式第八十四号)

五 備品(動物)供用簿(別記様式第八十五号)

六 消耗品出納簿(別記様式第八十六号)

七 生産物出納簿(別記様式第八十七号)

八 原材料品出納簿(別記様式第八十八号)

九 貸与品(寄託品)整理簿(別記様式第八十九号)

十 借受品(受寄品)出納簿(別記様式第九十号)

2 (略)

令和6年度行政監査報告書

令和7年3月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp